

# 市の融資制度をご利用ください



商工観光課 ☎66♦1118

**蒲** 郡市では、中小企業の皆さんに対して必要な事業資金や市民のマイホームづくりの応援に住宅資金の融資をしています。ご利用の方は、市役所商工観光課または取扱金融機関まで、ご相談ください。

## 商工業振興資金

融資対象	1. 市内に一定の事業所を有し、申込日以前6カ月以上引続き同一業種に属する事業を適法に営んでいること 2. 税の滞納がないこと 3. 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること（不渡処分により金融機関と取引停止中でないこと） 4. 常時使用する従業員数が50人以下（商業、サービス業は30人以下）の会社、個人及び企業組合	
融資限度額	5,000万円以内	
資金使途	事業上必要な運転資金、設備資金	
融資期間および利率	運転資金 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.5%	設備資金 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.4% 7年以内 年1.5% 従業員数が20人以下（商業、サービス業は5人以下）は年1.4%
返済方法	分割返済	
担保	原則として要します	
連帯保証人	愛知県内居住の方で、資産信用のある方 個人 1人以上 法人 2人以上（代表者を含む） ※小口無担保無保証人扱もできます。（条件1,250万円以下で市県民税所得割を申込前1年間完納していることなど）	
取扱金融機関	UFJ銀行・愛知銀行・名古屋銀行・蒲郡信用金庫・西尾信用金庫・豊川信用金庫・岡崎信用金庫・三河信用組合の市内各本・支店	
信用保証料	融資を受けられたとき、一括で愛知県信用保証協会へ納めます	
信用保証料の補助制度	当初の条件どおり完済された方に保証料の45%を補助します（融資額750万円以内）	

中小企業の事業資金融資制度  
 企業経営では、買掛金の決済や急な売上減少に対しての資金繰りや事業用機械を購入したい、店舗の改装をしたいなど、いろいろな悩みや夢があると思います。その資金をなんとかしたいと思われたら、一度、蒲郡市融資制度を考えてみてください。商工業振興資金のほか事業独立開業資金、事業転換資金があります。また、愛知県信用保証協会の保証制度により、金融機関や愛知県資金を借りることもできます。お申し込みは市役所商工観光課、取扱金融機関の窓口へどうぞ。

## 事業独立開業・転換資金

事業上必要な運転資金、設備資金を融資します。

	事業独立開業資金	事業転換資金
融資対象	1. 市内に住所を有し、3年以上雇用され25歳以上の自ら独立開業しようとする方 2. 新規事業を市内で開業するにあたり、適切かつ確実な事業計画を有し、実施する経営能力を有する方 3. 税の滞納がないこと 4. 不渡処分により金融機関と取引停止中でないこと 5. 金融機関が元利金の償還が確実と認められる方	1. 市内に一定の事業所を有し、3年以上同一事業を営んでいる方 2. 事業を転換するにあたり、適切かつ確実な事業計画を有し、転換後の事業を主力として実施する経営能力を有する方 3. 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の企業 4. 税の滞納がないこと 5. 不渡処分により金融機関と取引停止中でないこと 6. 金融機関が元利金の償還が確実と認められる方
融資限度額	独立開業に必要な設備資金1,000万円以内	事業転換に必要な設備資金、運転資金1,000万円以内
融資期間および利率	5年以内 年1.4%	
返済方法	分割返済（原則として据置6カ月）	
担保	要します	
連帯保証人	蒲郡市内居住の方で、資産信用のある方 個人1人以上 法人2人以上（代表者を含む）	
取扱金融機関	UFJ銀行・愛知銀行・名古屋銀行・蒲郡信用金庫・西尾信用金庫・豊川信用金庫・岡崎信用金庫・三河信用組合・蒲郡市農業協同組合・形原漁業協同組合・西浦漁業協同組合の市内各本・支店	

※他に設備近代合理化資金、共同組合事業資金もあります。